

(平成25年2月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和32年3月31日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌日の同年4月1日にB社で同資格を取得しており、年金記録に1か月の空白がある。

私は、昭和31年9月にA社に正社員として入社し、32年10月頃に退社するまで、勤務場所、勤務形態及び業務内容に変更は無く継続して勤務していたので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚調査の結果、複数の同僚が、「B社はA社C工場が昭和32年4月に社名を変更したものである。私も申立人も、同社同工場からB社に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」旨及び「A社からB社に社名変更した際、給与からの保険料控除は途切れることなく継続していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和 32 年 3 月 31 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から同年4月1日まで
年金記録を確認したところ、昭和32年3月31日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、翌日の同年4月1日にB社で同資格を取得しており、年金記録に1か月の空白がある。

私は、昭和31年9月にA社C工場に正社員として入社し、32年8月頃に退社するまで、勤務場所及び勤務形態や業務内容に変更は無く継続して勤務していたので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、A社及び系列のB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚調査の結果、複数の同僚が、「B社はA社C工場が昭和32年4月に社名を変更したものである。私も申立人も、同社同工場からB社に継続して勤務し、勤務形態及び業務内容に変更は無かった。」旨及び「A社からB社に社名変更した際、給与からの保険料控除は途切れることなく継続していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 32 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失日が昭和 32 年 3 月 31 日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井厚生年金 事案 580

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月頃から38年8月頃まで

私は、昭和27年1月頃から38年8月頃までA社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立代理人が当該事業所の従業員であった者として名前を挙げた48人に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、19人については同事業所において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

また、前述の19人のうち、当該事業所において経理事務を担当していたとする者の妻は、「私は、A社に勤務していたが、主人に、夫の扶養になっている者は、年金に加入することができないと言われ、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当時の従業員に照会したところ、「当時の従業員数は、10人から20人であった。」と供述しているところ、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、厚生年金保険被保険者数はおおむね5人であり、最も多い月でも10人となっていることが確認できることから、当時、同事業所では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の存在が確

認できないほか、申立期間当時、経理事務及び社会保険事務を担当していたとする者からも保険料控除に関する具体的な供述を得られず、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

また、市町村の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、申立期間中の昭和 35 年 12 月 24 日から 60 歳に到達する 55 年*月*日まで国民年金に加入し、36 年 4 月から 55 年 9 月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 581

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 7 日から 39 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 11 月 7 日から 39 年 5 月 1 日まで A 社に勤務し厚生年金保険に加入していたが、加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が当該事業所の従業員であった者として名前を挙げた 48 人に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、19 人については同事業所において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

また、前述の 19 人のうち、当該事業所において経理事務を担当していたとする者の妻は、「私は、A 社に勤務していたが、主人に、夫の扶養になっている者は、年金に加入することができないと言われ、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当時の従業員に照会したところ、「当時の従業員数は、10 人から 20 人であった。」と供述しているところ、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、厚生年金保険被保険者数はおおむね 4 人であり、最も多い月でも 5 人となっていることが確認できることから、当時、同事業所では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の存在が確

認できないほか、申立期間当時、経理事務及び社会保険事務を担当していたとする者からも保険料控除に関する具体的な供述を得られず、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、当該事業所に係る2回目の被保険者資格の取得日は昭和39年5月1日、同被保険者資格の喪失日は40年5月1日であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、不自然な記録訂正も見当たらない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間中の昭和35年10月1日から39年5月1日まで国民年金に加入し、36年4月から39年4月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年7月25日から34年12月31日まで

私は、昭和26年5月から34年12月末までA社にB職として勤務していたが、27年1月1日から30年7月25日までの厚生年金保険の加入記録がなく、30年7月26日から34年12月31日までの厚生年金保険記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立代理人が当該事業所の従業員であった者として名前を挙げた48人に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、19人については同事業所において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

また、前述の19人のうち、当該事業所において経理事務を担当していたとする者の妻は、「私は、A社に勤務していたが、主人に、夫の扶養になっている者は、年金に加入することができないと言われ、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当時の従業員に照会したところ、「当時の従業員数は、10人から20人であった。」と供述しているところ、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、厚生年金保険被保険者数はおおむね5人であり、最も多い月でも6人となっていることが確認できることから、当時、同事業所では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業

所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の存在が確認できないほか、申立期間当時、経理事務及び社会保険事務を担当していたとする者からも保険料控除に関する具体的な供述を得られず、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によれば、当該事業所に係る被保険者資格の取得日は昭和 27 年 1 月 1 日、同被保険者資格の喪失日は 30 年 7 月 25 日であることが確認でき、オンライン記録と一致しており、不自然な記録訂正も見当たらない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号にも欠番は見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月頃 から 37 年 9 月頃 まで

私は、昭和 34 年 9 月頃 から 37 年 9 月頃 まで A 社 に B 職 として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立代理人が当該事業所の従業員であった者として名前を挙げた 48 人に係る厚生年金保険の被保険者記録を見ると、19 人については同事業所において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

また、前述の 19 人のうち、当該事業所において経理事務を担当していたとする者の妻は、「私は、A社に勤務していたが、主人に、夫の扶養になっている者は、年金に加入することができないと言われ、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、当時の従業員に照会したところ、「当時の従業員数は、10 人から 20 人であった。」と供述しているところ、申立期間当時の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、厚生年金保険被保険者数はおおむね 4 人であり、最も多い月でも 5 人となっていることが確認できることから、当時、同事業所では、全ての従業員について、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料の存在が確

認できないほか、申立期間当時、経理事務及び社会保険事務を担当していたとする者からも保険料控除に関する具体的な供述を得られず、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に係る申立人の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。